

状況にある。

たとえば、福島県内の土壌調査を継続している「南相馬避難勧奨地域の会」および元京都大学大学院工学研究科の河野益近氏が磐越自動車道のサービス・エリアや、福島各地の小学校での土壌汚染の状況を調査したところ、広い範囲で、 $40,000\text{Bq}/\text{m}^2$  を超えており、原子力施設や病院などの「放射線管理区域」相当の値を示していることが明らかになった。伊達市、本宮市、二本松市などでは、 $60\text{万 Bq}/\text{m}^2$  を超える小学校もあった（小学校のデータについては、女性自身「原発事故5年目 福島の現実」2016年3月22日号掲載記事を参照）。これは、チェルノブイリ原発事故後5年目に制定されたチェルノブイリ法で、避難が義務付けられるゾーンに該当する。

土壌汚染が高い地域では、ほこりの吸い込みによる内部被ばくのリスクに絶えずさらされることが懸念される。

## 形だけの説明会

政府が解除の要件としてあげる「自治体、住民との協議」についても問題が多い。国は、「協議」は形骸化させ、形だけの説明会で終わらせるという姿勢をとってきた。

たとえば、南相馬市特定避難勧奨地点の解除の際、国は南相馬市との打ち合わせで以下のように、住民との「協議」を軽視する発言していることが明らかになった。

「市長に説明を行い、9月26日に議会の全員協議会で説明をすれば、国としては協議が終了するものと考えている。」（現地対策本部・福島次長 平成26年3月13日 国・南相馬市の打ち合わせ）

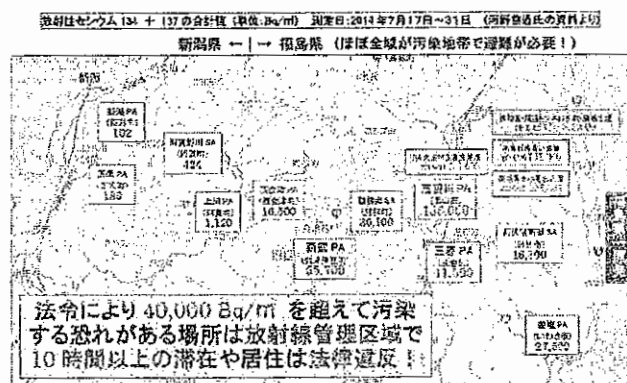
「説明会であり、協議の場ではない」（現地対策本部・井上参事官 平成26年4月16日）

いままで解除されてきた地域においては、総じて住民の反対意見の方が多かったが、政府は、「理解を求めるために努力する」「説明をつくす」等としながらも、住民からの反対の声を意思決定に反映することはなかった。

## 追い詰められる避難者たち… 自主的避難者の住宅支援の打ち切り

現在、避難者の多くは災害救助法に基づく借り上げ住宅制度（みなし仮設住宅）を利

## 帰れる状況？ 磐越自動車道(新潟ーいわき)PA・SAの土壌汚染



「南相馬・避難勧奨地域の会」小澤洋一さん作成

用している。

これは避難者に対して避難先の自治体が、公営住宅を提供したり、民間の賃貸住宅を借り上げて被災者に提供するという制度。そのための費用は、最終的には、約9割が国、そして一部は避難元の自治体（この場合、福島県）が負担する。

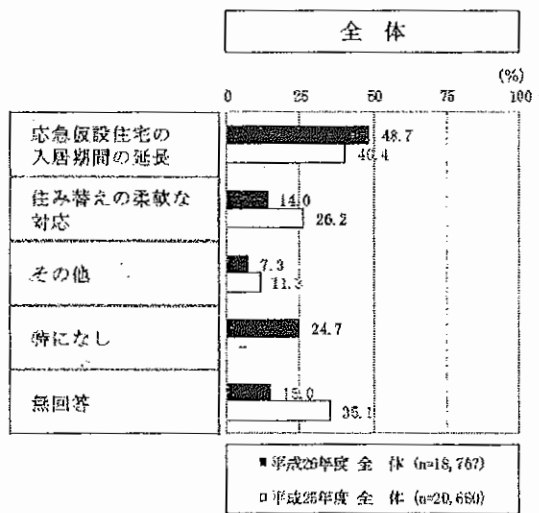
原子力災害の特徴は、放射性物質による汚染が長期にわたることであり、被災者は、長期の避難を強いられる。災害救助法に基づくこの制度は、自然災害を念頭につくられており、このような長期にわたる避難には対応していないことが指摘されていた。しかし、後述のように、「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく支援がなかなか実現しない中、同制度のみが、避難者にとっては、ほとんど唯一の公的な支援策となっていたことは否めない。

福島県は、政府指示区域以外の避難者に対して、この支援を2017年3月で終了させる方針を打ち出した。

しかし、実態としては、多くの避難者が借り上げ住宅制度の延長を望み、またこの制度を打ち切られた場合、行き先がない状況にあることは福島県の調査であきらかである。

福島県による調査<sup>1</sup>によれば、借り上げ住宅制度を利用している避難者は全体の59.2%に上る。住宅関連の要望に関しては、応急仮設住宅の入居期間延長を求める意見がもっとも多かった（下図）。

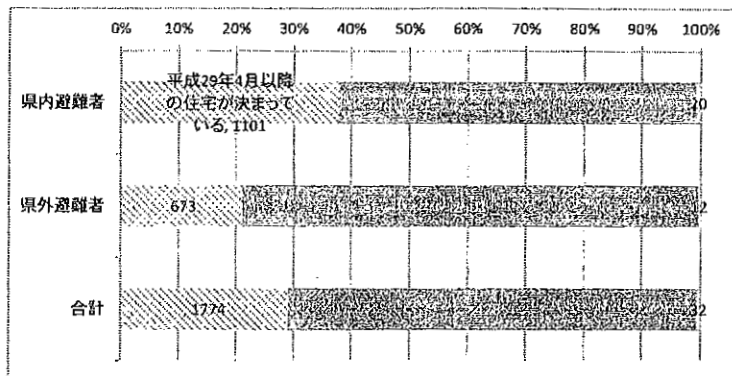
図表 2-2-1 現在の住居についての要望



出典：福島県避難支援課「福島県避難者意向調査 調査結果（概要版）」（平成27年4月27日）

さらに、最新の調査では、打ち切り後の住宅が決まっていないとする回答が県外避難者で78%以上を占めている。

<sup>1</sup> 福島県避難支援課「福島県避難者意向調査 調査結果（概要版）」（平成27年4月27日）



	平成29年4月以降の住宅が決まっている世帯数	平成29年4月以降の住宅が決まっていない世帯数	無回答
県内避難世帯数 2,905	1,101 (A) (37.9%)	1,784 (C) (61.4%)	20 (0.7%)
県外避難世帯数 3,186	673 (B) (21.1%)	2,501 (D) (78.5%)	12 (0.4%)

出典：福島県「住まいに関する意向調査」2016年3月25日現在

それにもかかわらず、現行の住宅支援の打ち切り方針を打ち出した県・国の姿勢には、多くの批判が集中した。

住宅支援延長を求めるため、2015年から2016年に、FoE Japanが主催した緊急集会や記者会見で、避難者たちは以下のように発言した。

「子どもを守りたい一心で故郷を後にしました。死にものぐるいで、避難生活を続け、なんとかやってきた矢先なのに...私たちのいのち綱を切るんですか？」

「住宅という生活の基盤を奪っておいて、何が“移住支援”？」

「想像してください。住む家がないということ。」

「私たちは“勝手に逃げたもの”たちとされ、存在自体をなかったことにしようということなんですか？」

多くの避難者や市民団体が福島県や借り上げ住宅制度を所掌する内閣府に署名や要望を提出。

しかし、福島県や国が、打ち切り方針を覆すことはなかった。



(写真) 住宅支援の継続を訴える避難者たち

### 新たな支援策？

その後、2015年12月、福島県は自主避難者への住宅無償提供を2017年3月末に終了した後の「支援策」を発表。

支援の内容は、2017年4月以降、低所得者世帯への家賃補助を2年間行うというもので、初年度は月最大3万円、次年度は月最大2万円。さらに、福島県外から県内に戻る際には引っ越し費用を1世帯最大10万円補助するが、17年3月末までと期限がある。対象となるのは、住宅が打ち切られる約1万3千世帯のうち、県の推定では、2～3千世帯。

原発事故子ども・被災者支援法では、その第二条第二項に、居住・避難・帰還の選択を自らの意思で行えるように国が支援するとし、第三条で、国民の保護を行うという国の役割や原子力政策の推進してきたことに伴う社会的な責任から、被災者支援を行う国の責務について明記している。さらに、第九条で、国の被災者支援の一つとして、避難先での住宅の確保についてあげている。

現在まで、国は、「子ども・被災者支援法」に基づく、実効性のある住宅確保策をとっておらず、避難者には災害救助法に基づく住宅支援が行われてきた。

2013年10月に閣議決定された、原発事故子ども・被災者支援法の基本方針の中に、「公営住宅への入居の円滑化」が盛り込まれた。これは、支援対象地域からの避難者については、公営住宅応募の収入要件・住宅困窮要件などについては緩和するもの<sup>2</sup>。しかし、一方で、とりわけ都市部では、高倍率にはばまれ、入居は極めて困難な状況にある。

さらに、毎日新聞のスクープで、国が「『特定入居』（抽選のない入居）ではなく通常の募集で対応してほしい」と都道府県に伝えていたことが分かった<sup>3</sup>。

この「公営住宅への入居の円滑化」によって、果たして何人の避難者が公営住宅に実際に入居できたかについては、2度にわたり復興庁に質問したが、復興庁は「把握していない」と回答（直近では、2016年6月23日、福島みずほ議員事務所経由で質問）

一方、独自の支援策をとる自治体もある。

鳥取県は平成31年3月まで県営住宅等の提供を延長。埼玉県は県営住宅に関して自主避難者枠（100戸）を設け、現在の県営住宅の避難者がそのまま住み続けられるようにした。新潟県は公営住宅への引越し代支援および民間住宅の家賃補助の上乗せを打ち出した。東京都は、2016年7月の応募分の都営住宅の専用枠を200戸設けた。

しかし、このうち東京都の支援策については、避難者と対話して築き上げたものにはなっておらず、以下のように避難者のニーズからかけ離れたものとなっており、課題は多い。

- 1) 要件が厳しくこぼれおちる避難者が多い。(東京都の自主的避難者605世帯のところ、200戸。)
- 2) UR、雇用促進、市町村営住宅に入居している世帯などが対象にならない。
- 3) 専用枠については、1回きりしか応募のチャンスがない。避難者にとっては決断を迫られ、心理的な圧迫となる

<sup>2</sup> 「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者の公営住宅への入居について  
[http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat2/20140618\\_koueinyuukyo.pdf](http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat2/20140618_koueinyuukyo.pdf)

<sup>3</sup> 毎日新聞「福島第1原発事故 自主避難者支援、骨抜き 公営住宅入居、国「抽選で」」（2015年6月24日）

- 4) 申し込み期間が短い（2週間）
- 5) ほとんど必ず引っ越しが必要になり、「住み続けたい」というニーズには答えていない。
- 6) 住民票の移動を求めている（避難者に“移住”を迫っている）

## 甲状腺がんの多発

いま、原発事故の多くは被害者は、経済的にも心理的にも追い詰められた状況におかれている。心理的な不安のひとつが、やはり被ばくによる健康影響である。

今年6月6日、甲状腺がん悪性または疑いと診断された子どもたちの数は、1巡目2巡目合わせて172人。2014年から始まった2巡目検査で甲状腺がんまたは疑いとされた子どもたちは57人。

1巡目の検査で、問題なしとされた子どもたち53人が含まれている。また、事故当時5歳だった子どもにも甲状腺がんが見つかった。

福島県県民健康調査委員会では、(チェルノブイリ原発事故時と比べて)被ばく量が少ない、小さな子どもたちにかんが見られないことなどをあげて、「事故の影響は考えづらい」としている。

### 「多発」を認めた甲状腺評価部会

甲状腺エコー検査を行うことにより、通常よりも前倒しで発見される効果を「スクリーニング効果」という。国立がんセンターの試算では、この「スクリーニング効果」を考慮しても、現在発見されている甲状腺がんは数十倍多い。

国立がんセンターは、2010年時点の福島県の18歳以下の甲状腺がん有病者数は、2.0人と推計している<sup>4</sup>。(有病者数とは、自覚症状等がなくまだ発見されていない潜在的な

表 甲状腺がん疑い・確定の内訳

	対象者数、受診者数	甲状腺がん又は疑い	手術後確定	備考
一巡目検査 (2011～2013年)	対象：367,672人 受診者300,476人 (受診率81.7%)	115	101	手術例101例、良性1人、乳頭がん97人、低分化がん3人
二巡目検査 (2014～2015年)	対象：381,286人、 受診者267,769人 (受診率70.2%)	57	30	がんまたは疑いの57人のうち、前回A判定は53人。
合計		172	131	

出典：第23回福島県県民健康調査委員会(2016年6月6日)資料をもとに作成。

<sup>4</sup> 県民健康調査検討委員会第4回甲状腺検査評価部会 資料5 (2014年11月11日開催)  
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/91000.pdf>

ものも含めて実際に病気を持っている数。)国立がん研究センターがん予防・検診研究センター 長の津金昌一郎博士は、福島の子どもたちの甲状腺がんの数は、この「約 60 倍」とする (2014 年 11 月時点)。

2015 年 5 月 18 日の委員会において、同評価部会は「わが国の地域がん登録で把握されている甲状腺がんの罹患統計などから推定される有病数に比べて数十倍のオーダーが多い」とする中間取りまとめを発表した。ここで「有病数」(実際に病気をもっている数)という言葉を使っていることに注意が必要である。この文言は、福島県県民健康調査委員会の中間とりまとめにも採用されている。

### 多いリンパ節転移や甲状腺外浸潤

一方、一部の専門家たちは、「多発」の説明として、「過剰診断論」を唱えている。

「過剰診断」とは、ここでは「生命予後を脅かしたり症状をもたらしたりしないようながんの診断」をさす。すなわち、大したがんでもないのに、「甲状腺がん」と診断し、手術を行うことである。

しかし、2015 年 8 月 31 日、手術を受けた子どもたち 96 人の症例について、福島県立医大 (当時) の鈴木眞一教授によるペーパーが公開され、リンパ節転移が 72 例にのぼること、リンパ節転移、甲状腺外浸潤、遠隔転移などのいずれかに該当する症例が 92%にのぼることが明らかになった<sup>5</sup>。県民健康調査委員会の清水一雄委員も「医大の手術は適切に選択されている」と述べた<sup>6</sup>。このように、すでにこの「過剰診断論」は破綻している。

鈴木眞一教授は、ずっと甲状腺がん検査の責任者であり、以前より、「過剰診断」という批判に対して、手術を受けた患者は「臨床的に明らかに声がかすれる人、リンパ節転移などがほとんど」として、「放置できるものではない」としてきた。

しかし、このあと県立医大からの手術症例に関する情報開示は途絶えており、2 巡目の子どもたちの症例については不明なままである。

### まとめ

現在、復興を喧伝する福島県の風潮の中で、福島原発事故による「被ばく影響」は、タブー化され、メディアも報道を自主規制している状況である。

しかし、このような状況では、健康被害を最小化するための対策を遅らせる。

現在、私たちがすべきことは、現在生じていることに目を向け、市民の参加のもとに、冷静な議論を行い、意見の相違を乗り越えて、被害者のための対策をとっていくことであろう。

それと同時に、避難の継続を希望する人たちが、意思に染まぬ帰還を強いられることがないように、住宅や就労など、社会全体で支える仕組みを構築していくことが必要である。

<sup>5</sup>第 20 回福島県県民健康調査委員会 (2015 年 8 月 31 日) 資料「手術の適応症例について」

<sup>6</sup>第 20 回福島県県民健康調査委員会 (2015 年 8 月 31 日) 後記者会見

原発事故避難者の住宅支援継続を求め  
る意見書・請願などを採択した  
自治体マップ

2016年7月6日現在  
(原発事故被害者の救済を求め  
る全国運動調べ)

北海道

- 岩内町 (2016年6月24日)
- 釧路市 (2016年6月24日)

山形県

- 山形市 2016年7月1日
- 米沢市 2016年6月30日

新潟県

- 新潟市 2016年7月4日

東京都

- 小金井市 2016年3月
- 調布市 2016年6月21日
- 千代田区 2016年3月16日
- 西東京市 2016年6月20日
- 武蔵野市 2016年3月

神奈川県

- 茅ヶ崎市 2016年6月29日

京都府

- 木津川市 2016年6月29日

静岡県

- 静岡市 2016年7月12日予定

	東京都	埼玉県
都・県営住宅 (東京都・埼玉県)	約 250 世帯 約 650 人 7月に、1回きり200世帯分の自主避難者枠の募集をする。自主避難者でもURや雇用促進国家公務員住宅の入居者は応募すらできない	36 世帯 71 人 平成28年4月1日、県営住宅条例施行規則の一部を改正し、埼玉県内すべての自主避難者の優先入居枠（最大100世帯）を実現した
国家公務員住宅 (財務省・国土交通省)	約 100 世帯 約 250 人	33 世帯 107 人 原則的に、退去せざるを得ない状況。取り壊しが決定しているところは、耐震等の問題から、住み続けることは不可能（福島県回答）
民間賃貸住宅 (大家)	約 240 世帯 約 450 人 打ち切り後、大家さんが避難者さんにごどう対応すべきか、ということをご通知していない。その予定もない。	135 世帯 377 人 宅建協会、不動産協会等の会議で埼玉県としての方針（できるだけ住み続けられるような対応をする旨）を伝えた
その他	約 15 世帯 約 60 人	
合計	約 605 世帯 約 1410 人	204 世帯 555 人

※ 上記以外にも、UR住宅、雇用促進住宅、区市町村営住宅、親家、自費で家賃を支払っている人、中古住宅を購入した人等もいる。